

城南家保ニュース Vol.24-1 1

熊本県城南家畜保健衛生所
〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1
TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617
E-mail jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/1018/>



中国における口蹄疫の継続発生について

1月4日、中国（四川省広元市）における口蹄疫の発生が確認されました。中国では昨年9月にチベット自治区、11月には遼寧省大連市、12月には江蘇省で口蹄疫（O型）が継続発生しており、中国国内において口蹄疫ウイルスが広くまん延していることが考えられます。

現在、春節を迎えており、アジアにおける人・物の移動が盛んであり、それに伴い日本国内への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは高まることが危惧されます。

動物検疫所では広報活動による注意喚起、靴底消毒の徹底、入国者への質問及び消毒、検疫探知犬による探知活動等の水際対策を強化しているところです。最終的には、農場内に病原体を持ち込まないことが重要です。引き続き、衛生管理区域へ侵入する車両、畜舎内へ入場する際の手指及び長靴消毒の徹底等、飼養衛生管理基準の遵守をお願いいたします。



養蜂農家の皆様へ

平成25年1月から養蜂振興法の改正に伴い、ニホンミツバチやセイヨウミツバチを飼育する場合は、業・趣味を問わず飼育届の提出が義務づけられました。各飼育者の皆様は、毎年年に1回、1月1日現在の飼育状況を1月31日までに各市町村に提出しなければなりません。まだ、提出されていない方は、お手数ですが届出をよろしくご願います。

なお、農作物等の花粉受精用や密閉構造での飼育、また、反復利用可能な蜂房を使用せず、野生のニホンミツバチを観察し、採蜜を行う際は届出は不要です。

※元簿式様式（第3次実施）

養蜂届出書

氏名 性別 生年

飼育届出事項

届出種別
養蜂業 副業 趣味 他

養蜂業 養蜂業の種類（蜂種）

飼育の状況

飼育開始時期	飼育の状況
1月1日現在	飼育している
2月1日現在	飼育している
3月1日現在	飼育している
4月1日現在	飼育している
5月1日現在	飼育している
6月1日現在	飼育している
7月1日現在	飼育している
8月1日現在	飼育している
9月1日現在	飼育している
10月1日現在	飼育している
11月1日現在	飼育している
12月1日現在	飼育している

備考

① 氏名を自署する場合は、氏印が必要です。
② 飼育届届期は、1月1日から12月31日までについて記入してください。
③ 飼養場所、字、番地まで記入してください。
④ 本欄に記載された内容については、養蜂の促進又は養蜂者の他の義務の履行に必要な範囲においてのみ利用します。

医薬品等の使用規制省令の改正について

薬事法の省令改正に伴い、人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある医薬品等の食用動物への使用制限を強化する措置が講じられます。薬事法において、食用となる動物に医薬品等を使用することで残留した化学物質により、人の健康に影響を与えることを防ぐため、対象動物（牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するために養殖されている水産動物）への医薬品等の使用には一定の規制がかけられています。ただし、獣医師が診療により疾病の治療または予防の目的で使用する場合は、これらの規制によらず対象動物に医薬品等の使用をすることができることとされています。しかし、今回の改正により、食品衛生法で「食品から不検出」とされている13成分については獣医師の使用も含め、対象動物への使用が禁止されます。

13成分

- 1 カルバドックス
- 2 クマホス
- 3 クロラムフェニコール
- 4 クロルプロマジン
- 5 ジエチルスチルベストロール
- 6 ジメトリダゾール
- 7 ニトロフラゾン
- 8 ニトロフラントイン
- 9 フラゾリドン
- 10 フラルタドン
- 11 マラカイトグリーン
- 12 メトロニダゾール
- 13 ロニダゾール

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	1月 4日	豚	O 型
	中国	12月12日	豚	O 型
高病原性 鳥インフルエンザ	カンボジア	1月26日	家きん	H5N1
	香港	1月25日	野鳥	H5N1
	カンボジア	1月 9日	家きん	H5N1
	ネパール	1月2, 6, 8日	家きん	H5N1

2013年2月5日現在

家畜の異常を発見したら、家畜保健衛生所までご連絡下さい！

改正養蜂振興法が25年1月から施行されました



業・趣味を問わず、蜜蜂を飼育する場合は、飼育届の提出が必要となりました。



ただし、以下の場合は不要です。

- ①農作物等の花粉受精用にのみ蜜蜂の飼育を行う場合
- ②密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合
- ③反復利用可能な蜂房を設置せず、野生の蜜蜂(ニホンミツバチ)を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合

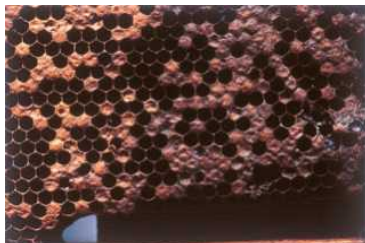
ミツバチの飼育者は、毎年、蜜蜂飼育届を住所地の市町村に提出してください。(市町村から県に送付されます。手数料はかかりません。)

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄りの家畜保健衛生所に相談してください。

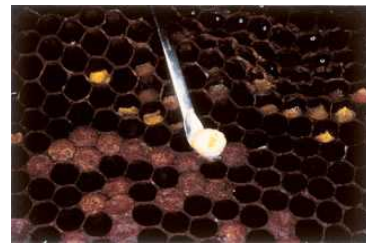


腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

お問合せ先

<最寄りの農政事務所及び地域振興局>

熊本農政事務所 TEL: 096-355-7732	上益城地域振興局 TEL: 096-282-0305
宇城地域振興局 TEL: 0964-32-2119	八代地域振興局 TEL: 0965-33-3509
玉名地域振興局 TEL: 0968-74-2136	芦北地域振興局 TEL: 0966-82-2071
鹿本地域振興局 TEL: 0968-44-2119	球磨地域振興局 TEL: 0966-24-4129
菊池地域振興局 TEL: 0968-25-4273	天草地域振興局 TEL: 0969-22-4264
阿蘇地域振興局 TEL: 0967-22-5212	

<熊本県農林水産部生産局畜産課>

TEL: 096-333-2401 / FAX: 096-381-7611

<最寄りの家畜保健衛生所>

中央家畜保健衛生所 TEL: 0964-28-6021
城北家畜保健衛生所 TEL: 0968-46-2075
阿蘇家畜保健衛生所 TEL: 0967-22-0041
城南家畜保健衛生所 TEL: 0966-22-3814
天草家畜保健衛生所 TEL: 0969-22-3668